

しが木育指針（素案）

令和5年(2023年)1月
滋 賀 県

目 次

第1章 木育に取り組む背景		
1	滋賀の森林	3
2	森林の役割	3
3	滋賀の木づかいの文化	4
4	既存計画との関連	4
5	全国の状況	6
6	SDGs（持続可能な開発目標）等の達成に向けた取組	6
第2章 滋賀県の木育「しが木育」		
1	滋賀の「木育」とは	9
2	しが木育で目指す姿	9
3	しが木育の展開	10
第3章 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組と課題		
1	滋賀県のこれまでの木育に関連する取組	11
2	滋賀県の木育の課題	13
第4章 しが木育の3つの柱		
1	しが木育で取組む3つの柱	14
2	3つの柱を進めるために	16

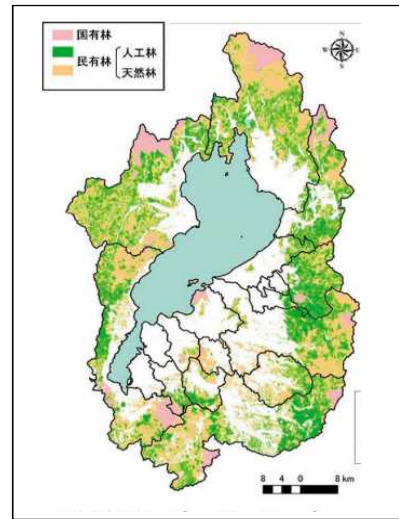
第1章 木育に取り組む背景

1 滋賀の森林

本県の森林は琵琶湖の周辺に位置しています。森林面積は、約20万haと県土面積の半分程度を占め、この内9割が民有林、民有林の内約4割が人工林となっています。

戦後に植栽された本県の人工林の多くが十分に成長し、利用期を迎え充実しており、今後は積極的に木を使うことが求められています。

令和4年6月5日に、碧く輝くびわ湖と健全で緑豊かな森林を次の世代へと持続的につないでいくことを開催理念として、第72回全国植樹祭が開催されました。これを契機として、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林循環のサイクルを加速させ、森林の適正な整備・保全を促進させていくことが重要です。



滋賀県の森林分布図

2 森林の役割

本県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしています。また、森林を起源とする水や物質は、川を通じて里や湖に運ばれ、「森川里湖」としてつながり循環しています。

本県では令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「しがCO₂ネットゼロムーブメント」を推進しており、森林の二酸化炭素の吸収源としての役割への期待が高まっています。二酸化炭素を吸収・固定する能力は、高齢化した木よりも成長期の若い木の方が大きくなるため、利用期を迎えた木を利用して新たに植えることで、森林の二酸化炭素の吸収量を増加させることができます。また、木材として建築物などに利用することで炭素を長期間貯蔵するとともに、省エネ資材である木材は二酸化炭素排出削減に寄与します。



「令和3年版森林・林業白書」より

県産材を積極的に利用して滋賀の森林を健全に保つことが、琵琶湖の保全や地球温暖化の防止に貢献します。

3 滋賀の木づかいの文化

森林から生産される木材は、加工しやすいという特性を活かし、住宅だけでなく、神社、仏閣、城、学校などの大きな建物、あるいは船などを造る材料として昔から使われてきました。県内には、スギやヒノキなどの木材を使い建てられた石山寺や彦根城等の建築物や琵琶湖の主力船舶として活躍した丸子船など、歴史的な木造建築物等が数多く存在し私たちに木の文化に触れる機会を与えてくれます。

そのほか、木材は、家具や仏壇、お盆や器などの様々な生活用品、伝統工芸品・玩具の材料にも使われています。近世では轆轤（ろくろ）を用いて椀や盆をつくる職人である「木地師」と呼ばれる人々が全国各地にいましたが、奥永源寺（東近江市）の小椋谷が木地師発祥の地と言われており、現在も活動してその文化を継承しています。また、現在の日野町のあたりでは、ホオノキを材料にした椀「日野椀」がつくられており、今日の会津漆器産業の礎になったと言われてしています。

このように、本県には、人々が長い間自然との関わりの中で育んできた「木づかいの文化」の歴史があります



石山寺創建（747年）



琵琶湖の主力船舶として活躍した丸子船

4 既存計画との関連

本指針は、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）における具体施策の基本的な方針として位置づけ、木育にかかる総合的な推進を図る指針とします。また、他の分野別計画と調和させるものとします。

（1）琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）

- ・第4章 基本計画が目指す森林づくりの方向
- 3 方針に基づく施策の考え方

(4) 方針4 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進します。

- ・目指す人づくりの姿

【木育】

あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広めます。

・第6章 各方針に基づく基本施策

3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(3) あらゆる用途への県産材の活用

ア 県産材の魅力の発信、木育の推進

③木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、様々な世代を対象に段階的に「木育」を推進します

4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

(2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

ア あらゆる世代への森林環境学習の推進

③木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、様々な世代を対象に段階的に「木育」を推進します(再掲)。

・第7章 重点プロジェクト

6 木育活動促進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・県内全域での木育の推進
- ・県民の暮らしの中で木が使われ、自然と木に親しむ環境の提供

(2) 具体的な施策

- ①市町や関係団体、企業等と連携・協力して木育の場の確保を図ります。
- ②PR効果の大きい企業等における木材利用、木育活動を支援します。
- ③木育について、専門的な知識を有し、啓発を行う指導者の育成を図ります。
- ④県産材を用いた木のおもちゃなど、木育に関する製品を製造する木工所等への支援を行い、活用する主体との連携を図ります

(2)第四次滋賀県環境学習推進計画

・第5章 重点的な取組

1 重点的に取り組む課題と課題同士のつながり

(1) 重点的に取り組む課題

⑤「多面的な機能をもつ森林づくり」についての学習推進

森林環境学習「やまのこ」の取組や、木に親しみ、木への関心と愛着を育み、木の利用の意義を学ぶ「木育」を積極的に進め、森林と私たちの関係や森林の価値を理解し行動できる人育てにより、多面的な機能をもつ森林づくりがされる社会の実現に向けた環境学習を推進します。

5 全国の状況

全国における木育の考え方や取組の状況は、次のとおりです。

(1) 国の取組

国では、平成18年9月に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、「木育」を、「市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動」と初めて位置付けました。

令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」においても、「関係府省や木材関係団体等と連携しつつ、「木づかい運動」や「木育」等を推進する」と明記されています。

「令和4年版森林・林業白書」では、「木育」の取組は全国で広がっており、様々な活動が行政、木材関連団体、NPO、企業等の幅広い連携により実施されていることが紹介されています。

(2) 都道府県の取組み

平成16年に全国に先駆けて「木育」を定義した北海道をはじめとして、山形県、群馬県、岐阜県、鳥取県、徳島県、千葉県などにおいて木育指針等が策定され、それぞれの「木育」に関する取組が実施されています。

岐阜県においては、木育の拠点施設として「ぎふ木遊館」が令和2年に整備され、岐阜の木を核とした遊び・学び・交流・創造・発信などの場として活用されています。

6 SDGs（持続可能な開発目標）等の達成に向けた取組

(1) SDGs

SDGsには、17の目標の下に169のターゲットがあり、木育に関連する様々なターゲットが含まれています。

本県は持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。本指針による木育を推進することで、以下のとおり、SDGsのゴール・ターゲットの達成に貢献します。

※ 関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連
4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人絹、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、…。	・森林学習 ・木育講座
6 すべてに人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する 	6.6 2030年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	・木材利用による水源林の保全
12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する 	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	・持続可能な森林資源の循環利用
13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む	・木材利用による吸収源としての森林の保全管理とCO ₂ の固定 ・化石燃料やエネルギー集約的素材の代替としての木材利用
15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る 	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	・森林資源の循環利用による持続可能な森林の形成や森林生態系の保全

(2) MLGs

マザーレイクゴールズ（以下「MLGs」と言います。）とは、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標（ゴール）であり、「琵琶湖版のSDGs」です。琵琶湖を通じてSDGsをアクションまで落とし込む仕組みがMLGsであり、MLGsの取組はSDGsの達成に貢献するものと言えます。本指針による木育を推進することで、以下のゴールの達成に貢献します。



※ 関連するMLG s の主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連
<p>3 生物多様性や生態系のバランスを取り戻す取組が拡大し、野生生物の生息状況が改善するとともに、自然の恵みを実感する人が増加する</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動物植物種の生息・生育数の増加 ・あらゆるセクターにおける生物多様性の主流化 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材利用を通じた森林生態系の保全
<p>4 川や湖にごみがなく、砂浜や水生生物などが適切に維持・管理され、誰もが美しいと感じられる水辺景観が守られる</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・散在性ごみの減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材利用 ・プラスチックから自然界で分解可能な木材へのシフト (ウッドチェンジ)
<p>5 水源涵養や生態系保全、木材生産、レクリエーションなどの多面的機能が持続的に発揮される森林づくりが進み、人々が地元の森林の恵みを持続的に享受する</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能を発揮できる森林の増加 ・シカの適正管理や間伐等による下層植生の増加 ・県産材の流通や利活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材利用を通じた森林の多面的機能の発揮
<p>7 日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスを減らす取組が広がり、琵琶湖の全層循環未完了などの異変の進行が抑えられる</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の削減 ・森林吸収を最大限発揮するための森林の整備・保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス利用による温室効果ガスの排出削減 ・木材利用による吸収源としての森林の整備と保全
<p>9 地域の自然の恵みを生かした商品や製品、サービスが積極的に選ばれ、地域内における経済循環が活性化し、ひいては環境が持続的に守られる</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・一次産業従事者数の増加 ・一次産業生産（販売）額の増加 ・地産地消（地域内経済循環）の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域材の利用 ・地産地消により地域の産業の活性化
<p>10 琵琶湖や流域、自分が生活する地域を環境学習のフィールドとして体験・実践する機会が豊富に提供され、関心を行動に結びつけられる人が増加する</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進（担い手の増等） ・地域資源の価値の見直しと利活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林学習 ・木育講座 ・県民協働による木育活動や森林づくり
<p>13 年代や性別、所属、経験、価値観などが異なる人同士、また異なる地域に住まう人同士がつながり、琵琶湖や流域の現状、これからについて対話を積み重ね、その成果を共有できる機会が十分に提供される</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体がつながる場づくり ・生産者と消費者がつながる機会の増加 ・地域と多様な主体をつなぐ人の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との連携による木育活動

第2章 滋賀県の木育「しが木育」

1 滋賀の「木育」とは

木育とは平成16年に北海道で生まれた言葉であり、そこでは「子どもをはじめとするすべての人が『木とふれあい、木に学び、木と生きる』取組」とされています。それは、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

本県としても、あらゆる世代を対象に、まずは木のおもちゃや木製品等を手に取り遊び使うことで、木材の良さを感じて木への関心や愛着を育む取組が重要と考えています。そこから滋賀の森林と木づかいの文化への理解につなげることにより、滋賀らしい木育活動「しが木育」に取り組んでいきます。

さらに、「しが木育」の実践を通じて、森川里湖のつながりにより都市部と農山村を結ぶ「やまの健康」の取組を進め、多様な県産材利用の促進によって、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環を構築するとともに、基本構想に掲げる「健康しが」の理念につなげます。

しが木育とは

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木材への親しみや森林、木の文化への理解を深めながら木材利用の意義を学び、木とともに豊かな心を育み木を生活に活かす取組

2 しが木育で目指す姿

しが木育を通じて将来目指す姿は次のとおりです。

- 子どもから大人まですべての県民が、それぞれの段階に応じて「木」とともに生活することにより豊かな人生を送っている。
- 県民それぞれの「木」との触れ合いが学びにつながることで、森林資源の持続的な循環利用や、琵琶湖を中心とした森川里湖のつながりや水源となる豊かな森林および滋賀の木づかいの文化が次の世代に引き継がれている。

しが木育を実践するために「木育のすすめ」として表現します。

木育のすすめ

～木育活動「さしすせそ」～

さ 触ってみよう木のおもちゃ

木のおもちゃに触れて木を五感で感じよう

し 知ってほしいな滋賀の森林

木を感じたつながりで森林のことも知ろう

す 好きになってね木製品

木製のおもちゃや生活道具を使って木製品
に愛着を持とう

せ 生活に活かそう木の魅力

木の性質や魅力を活かして生活の中に取り
入れよう

そ 育て守ろう木の文化

木とともに生活して木の文化を次世代に繋
ごう



木育啓発ポスター

3 しが木育の展開

しが木育では、活動の展開を「体験する」「理解する」「行動する」の3つに分けます。

(1) 体験する

木や木製品に触れる、木を使ってモノを作る、自然観察を行うなど、木や森林を五感で感じて木と親しむことで、木に愛着を持ちます。

(2) 理解する

樹種による性質の違い、木の利用の意義、木の文化など、木や森林についての知識を得て理解します。

(3) 行動する

体験して理解したことを踏まえて、木製品を積極的に利用する、木育の伝え手として活躍する、森林ボランティアに参加するなど、木育の普及や森林の循環利用に繋がる活動を行います。

世代別取組事例

	未就学	小学校	中学校	高校	大人
体験する	<ul style="list-style-type: none"> 木のおもちゃで遊ぶ 自然の中で遊ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 木のおもちゃで遊ぶ 木を使ったワークショップを行う 「やまのこ」に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> 木を使ったワークショップを行う 登山をする 林業体験学習を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> チェーンソーで木を切る 登山をする 	<ul style="list-style-type: none"> 木工DIYをする 登山をする 木造住宅見学会に参加する
	木造建築物（学校、家など）で生活する 木の器を使うなど生活の中で木製品を利用する				
理解する	<ul style="list-style-type: none"> 樹種の異なる木のおもちゃを比べる 絵本で学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 樹種の異なる木のおもちゃを比べる 自然を観察する 本で学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 木の生態について学ぶ 森林の状況を現地で見える 	<ul style="list-style-type: none"> 色々な種類の木を切る 小口を観察する 本で学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 木の歴史を学ぶ 木材利用のメリットを学ぶ
行動する	<ul style="list-style-type: none"> 木のおもちゃを選んで使う 	<ul style="list-style-type: none"> 木製品を選んで使う 木育イベントに参加する 里山ボランティアに参加する 	<ul style="list-style-type: none"> 木製品を購入する 森林ボランティアに参加する 木育イベントに参加する 	<ul style="list-style-type: none"> 木製品を購入する 緑の募金をする 	<ul style="list-style-type: none"> 木育講座に参加する 県産材で家や店舗を建てる

第3章 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組と課題

1 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組

本県では、琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、森林環境教育など木育に関連する取組を行っています。

(1) 森林環境学習「やまのこ」（平成19年度～）

平成19年度から始まった森林環境学習「やまのこ」では、県内の小学4年生が、森林環境学習施設やその周辺の森林で間伐や木工などの体験学習をしています。

令和3年度末までに延べ約20万人が参加しました。

(2) ウッドスタート支援（平成27年度～平成30年度）

乳幼児や保育施設に木製食器や木製玩具を贈呈する市町の取組への支援を行いました。

平成27年度～平成30年度の4年間で延べ12市町への支援を行いました。

(3) ウッドスタート宣言（平成28年度）

平成29年3月に全国の都道府県で初めて本県が「ウッドスタート宣言」を行い、同年9月には木育シンポジウムを開催しました。

ウッドスタート宣言は、東京おもちゃ美術館（認定NPO法人芸術と遊び創造協会）が展開している「木育」の行動プランです。全国の自治体や企業、保育所・幼稚園が、乳幼児に地産地消の木製玩具を祝い品として贈呈する事業や、子育て環境に地域材をふんだんに取り入れ木質化する事業などに取り組むにあたり、同協会との間でウッドスタートに関する調印を行うことを「ウッドスタート宣言」と称しています。豊かな自然や身近にある「木」との触れ合いを通して子育て環境を整えるとともに、県産材製品の消費を増やすことで、森を守り育てる循環型社会を構築することにつながるとの思いで、宣言を行いました。



ウッドスタート宣言調印式木

なお、県内では平成27年12月に（株）GRIP'S（草津市、NTTドコモショップ代理店）が、県内初の「ウッドスタート宣言」を本県知事立会のもと実施しています。また、令和4年11月には甲賀市が県内の市町で初めて宣言を行いました。

(4) 木育イベントの開催（平成30年度～）

木育製品に触れ合うことや木を使ったワークショップを行うなど木に親しむことのできる木育イベントを県内各地で実施しています。

平成30年～令和3年の4年間で5回実施し、延べ約8,300人が来場されました。

(5) 木育製品の貸出（令和2年度～）

県内の希望する保育施設等を対象に、木育製品の貸出を実施しています。

令和2年～令和3年の2年間で34施設への貸出を行いました。

(6) しが自然保育認定制度（令和2年度～）

本県で令和2年度から始まった「しが自然保育認定制度」では、自然保育の社会的

な認知および信頼性の向上を図り、森林環境教育のすそ野を拡げるとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境の充実を図っています。

令和4年12月現在で10団体が認定されており、今後木育との連携が期待されます。

(7) 木育講座の開催（令和3年度～）

県民の方を対象として、木育への理解を深めるための木育講座の開催や木育指導員の養成を実施しています。

令和3年度は3回開催して17人が受講しており、令和4年度は5回開催して約50人が受講する見込みです。

(8) 木育ビジネス化への支援（令和3年度～）

民間団体が継続して木育に取り組むことができるようなモデルとなる取組への支援を行っています。

令和3年度は2団体、令和4年度も2団体が取り組んでいます。

2 滋賀県の木育の課題

(1) 木育の認知度が低い

木育に対する認知度がまだ低い状況にあります。木育を広く周知する取組を促進していく必要があります。

(2) 木と森林や文化との結びつきが不十分

木や木製品との触れ合いから、森林や木の文化への関心や学びにつなげる必要があります。

(3) 木育の伝え手の不足

木育を支える伝え手が不足しており、企業や子育て団体など多様な主体と連携した取組が十分に進んでいません。木育の伝え手の育成を積極的に図っていく必要があります。

(4) 木製品が身近な存在でない

昔に比べ生活の中で木製品が使われなくなり、手軽に購入できなくなりました。生活の中に取り入れたい魅力ある木製品の開発や、木製品に関する情報発信が必要です。

(5) 継続性のある木育

木育を広めていくためには、行政の取組だけでなく民間主導での継続的な取組も必要です。

木育を担う企業や団体などと連携して取り組んでいく必要があります。

第4章 しが木育の3つの柱

1 しが木育で取組む3つの柱

しが木育では、(1) 木に親しむ空間づくり、(2) 木育に取り組む人や木製品を製作する人づくり、(3) 木育に活用する魅力ある製品づくり、の3つを柱として取り組みます。

(1) 木に親しむ空間づくり

子どもから大人までが木に触れて木に親しむことのできる木育の場の提供を行います。より多くの機会を提供するため、一時的な木育イベントだけでなく、木製おもちゃの貸出や、常設の木育拠点施設の整備を進めます。また、木育空間づくりにおいては、魅力的な空間デザインとなるよう進めます。



【取組内容】

- ・ 木育イベントの開催

木製品製作者や木育指導者、市町、業界団体、企業等と連携・協力して木に親しむことのできるイベントを開催します。



木育イベント

- ・ 木育製品の貸出・導入

県内の希望する保育施設や公共施設、企業等を対象に木育製品の貸出を実施します。貸出利用施設の職員を対象に木育講座を実施することで木育の伝え手としての役割を担ってもらい、木育製品から森林への学びや関心に繋がることを期待します。



木育製品レンタル

また、様々な施設への木育製品の導入を促進します。

- ・ 拠点となる木育ひろばの整備・発信

近江富士花緑公園内の既存施設を活用して県内の木育の拠点となる常設型木育ひろばを整備し、誰でも気軽に木や森林に親しみ学ぶことができる機会の提供を行います。拠点となる施設を核として市町等のサテライトとなる施設や企業と連携し、県内各地に木育ひろばを展開しながら木育を発信します。

拠点となる常設型木育ひろばの主な役割

- 常時木に触れ木に親しむことができる場
- 県内の木育関連情報の集発地点
- 木育製品の貸出
- 木育の伝え手の木育活動の場
- 施設周辺の自然を利用した森林環境学習との連携
- 木工 DIY などの大人向けの木育活動

(2) 木育に取り組む人や木製品を製作する人づくり

木育の認知度を向上させるため、木育の知識を有し木の魅力を伝える木育の伝え手となる人材や、木製品の製作者を育成します。木との触れ合いから、森林や木の文化への理解につなげることを意識していきます。



【取組内容】

- ・ 木育講座の開催

木育の伝え手を養成するための初級者向け講座から、木育指導者として活躍できる人材養成のための上級者向け講座を開催します。

- ・ 木育人材登録制度の創設

木育講座の受講などにより、一定の要件を満たした方をしが木育人材リストに掲載し、県内各地で木育の伝え手として活躍していただけるようにします。



木育講座

- ・ 木育の伝え手のスキルアップ
伝え手を対象とした研修会や、木育製品貸出や木育イベントとの連携により、
伝え手のスキルアップを図ります。
- ・ 木製品の展示会等への製作者の出展や参加への支援
- ・ 木製品の製作者間の連携を図る枠組づくりによる技術の向上

(3) 魅力ある木製品づくり

木育を広げるため、木のおもちゃをはじめとする、品質やデザイン性に優れた魅力ある木製品づくりや、情報発信への支援を行います。



【取組内容】

- ・ 県産材を用いた新たな木製品開発を行う意欲ある製作者への支援
- ・ 県産材を活用した木製品の展示会等への製作者の出展支援
- ・ 地域にある材を生活の中で使う木製品づくり
- ・ 滋賀の木づかいの文化を活かした木製品づくり
- ・ 木育イベントや木育製品のレンタルを通じた利用者の意見のフィードバック
- ・ 県のホームページやSNS、冊子等で魅力ある木製品の情報を発信



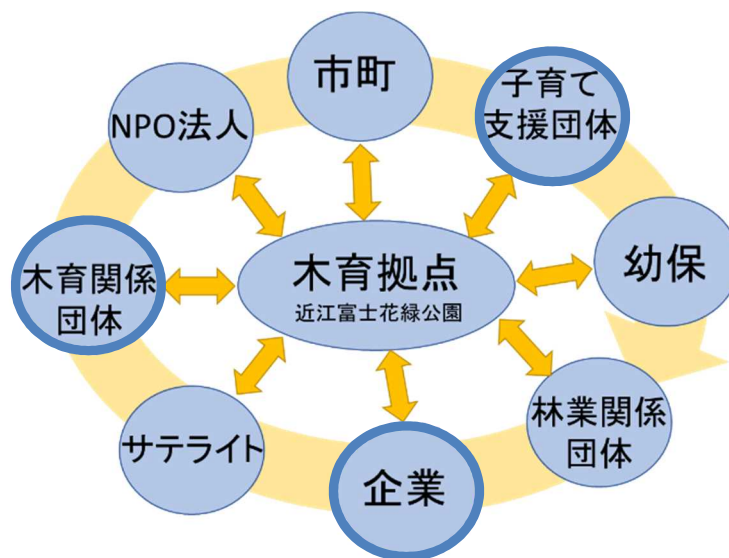
県産材を使った木製品の展示

2 3つの柱を進めるために

(1) 多様な主体や世代などとの連携

しが木育の3つの柱の取組を軸に木育を推進していくために、多様な主体や世代などと連携して取り組みます。

- ・ 多様な主体との連携
市町、企業、NPO法人、子育て支援団体、林業関係団体、木育関係団体、等
- ・ 多様な世代との連携
子どもから大人まであらゆる世代を対象とし各段階で木育を推進
- ・ 多様な場面での連携
生活の様々な場面での木育の推進



多様な主体との連携

(2) 民間活力の活用

木育を広めていくため、木育活動が持続可能なものとなるよう、また、企業の価値を向上させることにつながるよう、企業等の民間活力を活かしていきます。

【取組例】

- ・ 収益を伴う木育製品のレンタルの事業化
- ・ 企業による木育製品の利用ビジネス化
- ・ 木育空間コンサルタント
- ・ 生産者と消費者のマッチングを図るプラットフォーム化
- ・ 店舗や展示場等に木育空間をつくる
- ・ 従業員の心地よい就業空間を作るためオフィスの木質化を図る



店舗内に作られた木育空間